

研究会名 特定非営利活動法人 浜松成年後見センター

研究テーマ 地域で生活する知的障害者・精神障害者に対する権利擁護のあり方の研究

【研究概要】

浜松成年後見センターは、市民の権利擁護を推進する非営利事業団体であり、地域の福祉援助を必要とした高齢者、障害者やその家族の権利擁護を図ることを目的に活動している。平成 26 年度に後見受任を開始し、現在は約 100 件の法定後見、任意後見を受任して日々活動している。

受任のケースの特徴は、生活保護や障害基礎年金で生活する財産の少ない人に積極的に関与している点である。相談の内容は、複合したニーズを抱える家族、ネグレクトや経済的虐待や犯罪に巻き込まれたケースなど所謂困難ケースが中心である。個人の第三者後見人では対応が困難な事案に対して、弁護士、社会福祉士が中心となり、当会が法人組織として、地域の福祉、医療機関と連携して対応している。最近の受任では、知的障害者、精神障害者のケースが増加している。親の死去や、親が認知症や重篤な疾病になり、成年後見制度の利用の希望や相談が続いている。また、犯罪に巻き込まれる（被害者、加害者として）障害者の相談や受任ケースも増えている。

これまで成年後見制度は、主に判断能力が低下した認知症高齢者を対象として利用が拡大してきたが、障害者の権利擁護に特化して支援のあり方を検討することの必要性を強く感じてきた。こうした背景において当センターでは、公益財団法人みずほ福祉助成財団の助成を受け、平成 28～29 年度事業として下記の 4 項目を柱に研究を行った。

①地域における障害者の権利擁護体制のあり方の検討

愛知教育大学増田樹郎名誉教授中心に、福祉専門職、心理職、知的障害のある子どもの親（浜松市手をつなぐ育成会）、成年後見従事者等を中心に、4 回に亘る検討会を開催した。主として「親亡き後」の法的支援のあり方、知的障害者の意思決定支援を中心に議論を行った。

②地域で生活する障害者の権利擁護を巡る状況の把握（実践事例集）

実際に障害者の成年後見等支援に従事している関係者から、障害に配慮した権利擁護支援の事例を収集し、障害者支援の際の参考や指標となる事例集を作成した。

③当事者、家族の権利擁護支援（成年後見等支援）に関する意識調査の実施と分析

浜松市手をつなぐ育成会の会員 1,000 人と協力福祉施設の保護者 500 人の延べ 1,500 人に対する権利擁護支援（成年後見等支援）に関するアンケート調査を行った。450 人から回答があり、調査結果を分析し、課題を抽出した。

④障害者の意思決定支援を巡る研究

学識経験者、臨床心理士より意思決定支援についての提言を受け、意思決定とは何か、意思決定支援のあり方について検討を行い、報告にまとめた。

【研究成果】

①相模原市障害者施設殺傷事件発生の社会的背景を探りながら、障害者の尊厳を尊重した共生社会実現の仕組み作りに、いかに権利擁護を組み入れていくかが議論された。特に、障害者権利条約が障害者も「他の者と平等に常に法的能力をもつ」と定め、その障害者が法的能力を行使するための支援（意思決定支援）を求めた点について、我が国の成年後見制度の抱える課題として検討し、権利擁護支援従事者の実践的な課題を明らかにした。

- ②障害者当事者、家族、福祉施設の支援者、成年後見人等の第三者研究協力者により、地域の権利擁護支援の在り方について、4回に亘って検討委員会を開催した。制度を巡る課題と共に、成年後見支援においていかに本人の尊厳が大切にされるのか、言葉を出さない本人をどう理解して、意思を汲み取るのかという実践のあり方の議論を深めた。
- ③関係者が成年後見制度を利用する際の参考として活用されるよう期待して、障害者の成年後見制度利用の実践例を事例集として作成した。
- ④知的障害者およびその家族 1500 人を対象に成年後見制度の意識調査を行った。調査結果では、制度そのものの普及や理解が進んでいないことが明らかになった。成年後見人の不正問題や後見報酬のことがクローズアップされて、本人の権利の擁護、実現の支援という成年後見制度の本質（制度本来の目的）に関心が及んでいない実態が明らかになった。反面、親が担ってきた当事者の法的支援が「親亡き後」にどのように担保されるかという支援の仕組み作りには深い関心を示していた。本アンケート調査は教育的効果が大きく、当事者が成年後見制度に関心を寄せる契機となったことは大きな成果である。
- ⑤検討会や調査を経て、愛知教育大学増田樹郎名誉教授を中心に、意思決定支援の本質を巡り、議論を行なった。支援が無益であることもあれば、過失であることもある。本人の選好性や嗜好性は変化する。したがって、意思決定の支援の問題は、利用者の存在証明を巡る極めて臨床倫理的な課題を提起しており、ニーズと支援、意思決定と意思決定支援、意思主体と支援行為、自己責任と支援責任との間に限りなく多くの課題があることが再認識された。権利擁護における臨床倫理を明らかにし、それを表明することが権利擁護従事者の実践的課題であることを示した。
- ⑥成年後見の研究は、ともすると制度論に終始しまいがちであるが、本研究では「権利を擁護するとは」「権利を実現するとは」「人間の意思とは」そもそも何かと、権利擁護支援の根本的な議論や課題の抽出が実現できたことは、今後の権利擁護支援の質の向上に大きく寄与するものである。

【総括】

「権利擁護」とは憲法 13 条に「すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」と示されている通り、個人の幸福追求の権利行使の支援、すなわち積極的な権利実現という性格がその本質である。

個人の幸せとは、個人としての尊重と個人の意思の尊重の保障によって実現されるものである。成年後見制度のあり方を検討する視点としては、権利擁護のもつ権利実現という積極的な性格と制度や実践を照合しながら、その個人の「(主観的) 最善の利益」を実現していくための本来的な目的を明確にしていくことが求められるのであり、本研究はその「最善の利益」を求めていく道筋がおぼろげながら浮かんできたのではないかと。成年後見度の理解を「危機介入モデル」から「権利実現支援モデル」へ転換していくための取り組みが、実践現場で問われている。

増田教授は、本研究のアンケート結果に対する総括として、次のように述べられている。

医療制度への信頼は医師自身が担保している面もある。医療が持っている本質とは何か。患者にしてみれば個々の医者との出会いがある。医師もまた、患者の病気を癒して、その人なりの人生を支えていくということに使命感がある。これが医療の本質でもある。制度や報酬という見えるものの是非や課題だけに目を奪われると、見えないところでしっかりと支えている営みを見失ってしまう。成年後見制度は、制度を巡る見えるものの課題は一杯出てきたが、成年後見という支援を通してしか見えないもの、医者が命の癒すところに立って仕事しているのと同様に、成年後見が何を支え、どこに立って仕事をしようとしているのかをしっかりと提案していくべきである。

成年後見制度の支援の本質とは何か。これを更に議論して明らかにし、広く社会に表明することが我々に課せられた責務であると考ええる。

検討会で寄せられた委員の発言では、一つ一つ更に深めていくべき課題が示されている。本研究は終了するが、関係者により更に議論を重ねていきたい。

「役に立たないものは不要である」という優生思想は紛れもなく、私たちの中に、社会に根強く存在する。支える側が苦しくなると、支援の対象者を減らそうとする動きは簡単に起きてしまう。権利擁護を担う者の覚悟と共生の思想と哲学が鋭く問われている。

以 上

研究会名 障害者の地域移行、地域生活支援のあり方研究会
研究テーマ 障害者差別解消法施行後における地域移行、地域生活支援のあり方に関する研究－施設入所支援における青年層入所者の分析を通して－

【研究概要】

（目的）本研究は、障害者支援施設における施設入所支援利用者の中でも、特別支援学校高等部等を卒業後施設入所していることが予想される 10 代から 20 代の青年期に入所し、現在に至る施設入所者の入所状況と入所理由等の分析を通して、障害者差別解消法施行後における地域移行、地域生活支援のあり方を検討することを目的とする。

（方法）研究方法は、以下の 2 点を中心に実施する。

- ①障害者施設入所支援に対する入所者状況を把握するため、アンケート調査を実施。
- ②聞き取り調査への協力が得られた施設職員及び個人への聞き取り調査の実施。調査対象地域は、聞き取り調査の移動範囲を考慮し、愛知、岐阜、三重、静岡の東海 4 県とする。

【研究成果】

第一次調査によると、現在、施設入所している 10 代の 42.9% (56 名のうち 24 名)、20 代の 15.6% (307 名のうち 48 名) が高校卒業後直後(以下、高卒直後)の施設入所であった。身体障害の入所者のいる 34 施設では 10 代の高卒直後入所は 69.2% (13 名のうち 9 名)、知的障害のある入所者のいる 74 施設では 10 代の高卒直後入所は 40% (50 名のうち 20 名) であった。聞き取り調査などにより、高卒直後入所よりも以前に「障害者」施設が空き次第、高等部中退入所の例も存在した。

第二次調査では、高卒直後入所者の多くは、児童期から児童福祉施設に入所していることが多く、その背景には、「養育者の不足（ひとり親家庭等）」、「家庭を支える社会資源の不足（子育て支援の不足）」、「自宅でなければ施設という選択幅の狭さ（若しくは情報の不足）」、「本人の育ちに応じた必要な支援の不足（地域生活における親以外の支援者との関係構築の困難さ）」、「児童期と成人期の支援の連続性の不足」等が挙げられた。

今回の調査では、本人はもとより、特別支援学校や家庭において、地域の資源を利用した親元でない地域生活を具体的にイメージする機会が乏しいことが明らかとなった。それゆえ、児童期からの移動支援の活用や重度訪問介護等の利用を通して、児童施設に入所する前に、子どもが親以外の支援者との関係を作り、地域生活を継続する体制の更なる充実が必要であろう。

施設内支援においては、特に知的障害のある人に対する、意思形成、意思決定、意思実現支援が必要であり、強度行動障害に対する職員の研修や、より重度の人に対する個別ケアが実行できる職員体制が求められる。また、支援者だけでなく、障害者自身が「施設ではない暮らし」を具体的に理解できる取り組みを行う必要がある。